

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則**（規則第十九号）

- 一 歳出予算の配当に関する規定について所要の改正を行うこととした。
- 二 財政課長等への合議を要するものについて、その金額の引上げを行うこととした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県郷土文化会館管理規則の一部を改正する規則**（規則第二十号）

- 一 十六ミリ映写機（二キロワット）等の利用料金の基準額を廃止することとした。
- 二 その他所要の改正を行うこととした。
- 三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十一号）

- 一 クリーニング師試験受験願書、クリーニング師免許申請書、クリーニング師免許証再交付申請書及びクリーニング師免許証訂正申請書の様式に個人番号等の記載欄を追加することとした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **食品衛生法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十二号）

- 一 営業許可申請書・営業届及び変更届の様式について所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十三号）

- 一 獣医師修学資金の貸与額を改めることとした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **医療法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十四号）

- 一 知事に提出する書類の経由について所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第二十五号）

- 一 耐電圧・絶縁抵抗・アース導通・漏えい電流試験器の機械器具使用料及び耐電圧・絶縁抵抗・アース導通・漏えい電流試験の試験手数料の額を定めることとした。
- 二 静電気放電試験器の機械器具使用料、静電気放電試験の試験手数料及びG C M S を使用して行う分析の分析手数料の額を改めることとした。
- 三 交流安定化電源等の機械器具使用料及び電子機器に係る全光束測定のうち産業標準化法の登録を受けた試験方法の区分に係る製品試験等の場合等の試験手数料を廃止することとした。
- 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則**（規則第二十六号）

- 一 徳島県立中央テクノスクールの理容科をヘアビジネス科に改め、その訓練生の定員を十五人とするとともに、電気環境システム科を電気システム科に、機械技術科をメタルワークス科に改め、ヘアビジネス科ダブルライセンスコースを新設し、美容科、金属技術科及び木工技術科を廃止することとした。
- 二 徳島県立南部テクノスクールのカラーコーディネート塗装科をカラークリエイト科に改めることとした。

三 徳島県立西部テクノスクールの電気工事を電気設備エンジニア科に、住宅建築科を伝統建築科に改め、自動車整備科及び設備施工科を廃止することとした。

四 この規則は、令和九年四月一日から施行することとした。

● **徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）**

一 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する次に掲げる規則による資金の貸付けの特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

1 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則

2 徳島県林業改善資金貸付規則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）**

一 森林管理重点地域内において森林の土地の所有権等の移転等を伴う契約を締結しようとする場合及び一の者が森林所有者等の財務及び事業の方針の決定を支配することとなった場合に届出をすべき事項に、譲受人及び当該一の者の国籍等に関する事項を追加することとした。

二 一の届出を免除する法人に、森林経営管理法の規定に基づき県が公表している民間事業者を追加することとした。

三 事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。ただし、三については、同年五月二十五日から施行することとした。

● **徳島県会計規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）**

一 歳入を直接収納したときの指定金融機関等への払込みに係る手続を改めることとした。

二 職員の旅費に関する条例等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。